

埼玉県スポーツ科学拠点施設整備事業

基本計画

令和5年3月

埼玉県

目次

1. はじめに	1
2. 基本計画の位置付け	2
3. スポーツ科学拠点施設整備における基本的な考え方	2
4. 設置目的	3
5. 導入機能	4
(1) 効率的・効果的なアスリートの支援.....	4
(2) 多様な競技のアスリートが集い高めあう拠点.....	5
(3) 県内のスポーツ施設・大学等を結ぶハブ機能.....	6
(4) スポーツ科学の知見の普及.....	7
(5) 誰もがスポーツを楽しめる機会の提供.....	7
6. 整備場所	8
(1) 整備場所選定の背景.....	8
(2) 上尾運動公園の立地.....	8
(3) 上尾運動公園及びスポーツ総合センター（公園区域外）の概要.....	9
7. 整備施設	10
(1) 整備施設・諸室.....	10

(2) 動線計画のイメージ	11
(3) 施設配置のイメージ	12
8. 事業スキーム.....	13
(1) 事業手法の検討（サウンディング調査等）	13
(2) 事業手法	17
(3) 事業形態	18
(4) 事業期間	19
(5) 施設整備、運営・維持管理	19
9. 事業スケジュール.....	21
参考1 上尾運動公園の目指す姿.....	22
参考2 Park-PFI（公募設置管理制度）について（出典:国土交通省ホームページ）	24

1. はじめに

1) スポーツ科学に係る本県の課題

2021年に開催された東京2020オリンピック競技大会において、我が国は、金メダルの数、メダルの総数、入賞者数ともに過去最多であった。また、東京2020パラリンピック競技大会でも、メダル総数では前回リオデジャネイロ大会の倍を上回る51個という好成績を収めることができた。コロナ禍によるテレビ観戦になったものの、アスリートがひたむきに努力し試合で躍動する姿は多くの国民の誇りや感動につながり、改めてスポーツの価値を再認識させられたところである。

オリンピック・パラリンピックにおいて我が国がこのような好成績を収められたのは、各競技の選手、指導者の努力や創意工夫があったことはもちろんであるが、近年のスポーツ科学による多面的で高度な支援が大きかったとされている。我が国が主要国際大会において継続して好成績を収めていくためには、科学的エビデンスに基づくアスリート支援の一層の高度化・充実が必要である。

本県では、スポーツ振興施策を進める上で、以前からスポーツ科学の知見を活用したアプローチが必要とされているものの、予算や人材確保の面で課題があり、科学的エビデンスに基づくアスリート支援はごく一部に限られている状況がある。本県ゆかりのアスリートを支援し、スポーツの振興を進めていくためにも、スポーツ科学の知見を活用できる環境の整備が急務となっている。

2) 本基本計画策定の経緯

本県では、大学や各機関の専門家の協力を受けながら、検討を進めてきた。令和元年11月に設置した「屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の整備に関する有識者会議」においては、施設の在り方や設備の内容について専門的、技術的観点から提言を頂くとともに、整備地の決定にあたっては地元市の意向を十分に確認したうえで決定すべきであるとの報告を頂いた。また、令和2年12月には「埼玉県屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設整備地選定委員会」を設置した。両施設の最適な整備場所について「県域全体を見据えた有効性」「今後の埼玉を見据えた将来性」「県民全体の有益性」の3つの視点から検討いただき、令和3年3月に、スポーツ科学拠点施設の候補地として、上尾運動公園が最適であるとの報告を頂いた。その後、令和3年度及び令和4年度には、サウンディング型市場調査を実施し、整備に関する検討を行ってきた。

折しも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で1年延期され開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、本県ゆかりのアスリートたちの活躍が私たちに夢と希望を与えてくれた。特に、パラ選手の姿は、私たちに感動と勇気とともに共生社会実現の重要性と素晴らしさを伝えてくれた。県民のスポーツへの関心が高まっている今こそ、県民の競技力向上とスポーツの振興を図るため、健常者、障害者ともに対象とし、スポーツ科学の知見を活かした県内アスリートの競技力向上の支援拠点を整備するとともに、県内のスポーツ実践者の競技力向上支援やスポーツを通じた県民の健康増進を図る事業を行っていく。

また、“様々な世代が、緑豊かな風景の中で集い・交流し、健康をはぐむ公園”とするため、上尾運動公園東エリア（上尾運動公園の国道17号以東）を一体的に整備・運営し、多くの県民が訪れるスポーツの総合拠点として、スポーツの振興を通じた埼玉県の発展を目指す。

2. 基本計画の位置付け

- ① 本計画におけるスポーツ科学拠点施設整備事業の事業範囲は、上尾運動公園東エリア（武道館敷地及びアイスアリーナ敷地を除く。）及びスポーツ総合センター敷地を含むものとする。
- ② 本計画は、本事業がアスリートの競技力向上だけでなく、県民の体力・健康づくりをはじめとしたスポーツの普及を目的とし、県民に愛され、地域の誇りとなる施設を目指すことを広く県民に発信するものである。
- ③ 本計画は、スポーツ科学拠点施設を整備するにあたり基本となる事項を示すものである。今後も、事業者の創意工夫あふれる提案を生かしより良い施設整備を進めるため、この基本計画をもとに、公募設置等指針の策定などを行っていく。

3. スポーツ科学拠点施設整備における基本的な考え方

- ① 本計画では、アスリートにはパラアスリートを含むものとし、科学的知見に基づくアスリート支援を行うため、国のハイパフォーマンススポーツセンター¹（以下、HPSC）やスポーツ施設、大学等と連携する。
- ② スポーツ科学拠点施設の整備は、上尾運動公園の再整備と合わせて行うものとし、アスリートだけでなくスポーツを実践する県民誰もが利用できる施設とする。また、県民向けのスポーツ科学の知見に基づく情報を提供するなど県民のスポーツ振興、健康増進を図る施設とする。
- ③ 本事業の実施に当たっては、地元との連携は大変重要である。整備場所となる上尾市からも積極的に関わる提案もあったことから、県と市が密接に連携し、本事業を進めていく。

¹ 「ハイパフォーマンススポーツセンター」とは、国立スポーツ科学センター（JISS）と味の素ナショナルトレーニングセンター（NTC）等からなる日本の国際競争力向上の拠点である。国は第3期スポーツ基本計画（令和4年度より施行）でもHPSCのノウハウを地方に還元する方針を盛り込んでおり、令和4年5月には「地域におけるスポーツ医・科学支援の在り方に関する検討会議」を設置している。

4. 設置目的

- ① HPSCと連携したスポーツ科学拠点施設を整備し、パラスポーツを含む多様な競技の競技力の向上を図る。
- ② スポーツ科学の知見を有する指導者を育成できる環境を創出し、県のスポーツ科学活用の基盤となる人材の育成・蓄積と活用を図る。
- ③ 県民がスポーツを行う際に科学的知見を取り入れられるよう各種事業を行い、県民のスポーツ実施率の向上、健康づくりを図る。
- ④ 上尾運動公園と一体となった整備・運営を行うことで、効率的な運営と県民サービスを実現すると共に、上尾運動公園の賑わいを創出する。

【本事業で整備する施設の目的・機能等】

目的	機能		施設	対象	主体
パラを含む多様な競技の競技力向上 人材育成 県民のスポーツ実施率の向上、健康づくり	I 効率的・効果的なアスリートの支援	測定・分析・指導 アスリート発掘・育成 各種相談	①測定・トレーニング室 ②データ分析室 ③体育館 ④各種相談室	アスリート (国体選手など)	県 県以外 (民間、大学、プロチーム等)
	II 多様な競技のアスリートが集い高め合う拠点	トレーニング・スポーツ合宿 指導者育成・指導方法の研究	③体育館 ⑤宿泊施設・レストラン ⑥研修室・会議室		
	III 県内のスポーツ施設・大学等を結ぶハブ機能	連携(サテライト化) 人材育成	②データ分析室 ⑥研修室・会議室	スポーツ実践者	
	IV スポーツ科学の知見の普及	知見の共有 オンラインの活用 スポーツ情報の収集・発信	②データ分析室 ⑦スポーツ科学体験室・展示室		
公園の賑わい創出	V 誰もがスポーツを楽しめる 機会の提供	活性化 賑わい創出	民間提案 (ランニングステーション等)	県民	

5. 導入機能

(1) 効率的・効果的なアスリートの支援

- アスリートの運動能力を可視化し、選手の個別性に対応して、多様な視点（トレーニング、食事、メンタルケア等）から目標達成のための方法を提供する。
- 動作解析やゲーム分析などを実施し、多くの要因を複合的に分析・評価することで、競技ごとの特性に応じたパフォーマンスの向上につなげる。
- 測定データを活用し、県がこれまで実施してきたアスリートの発掘・育成・強化のための取組を発展させ、HPSC へつなげる。
- 競技継続、競技転向、ドーピング対策などの相談に応じる。

【体力・形態測定やデータ分析活用（イメージ）】



出典：富山県総合体育センター「体力測定室」



(2) 多様な競技のアスリートが集い高めあふ拠点

- 競技団体等がデータを基に実践的なトレーニングや試合・合宿を行う場を提供する。
- 異なる競技間でのトレーニング方法の共有や交流などの機会を提供する。また、競技団体間の連携を促進する。
- 競技スポーツ、地域スポーツ、部活動等の指導者の研修や、競技別、年代別トレーニングプログラムの開発を行う。

【競技団体等による競技者支援（イメージ）】

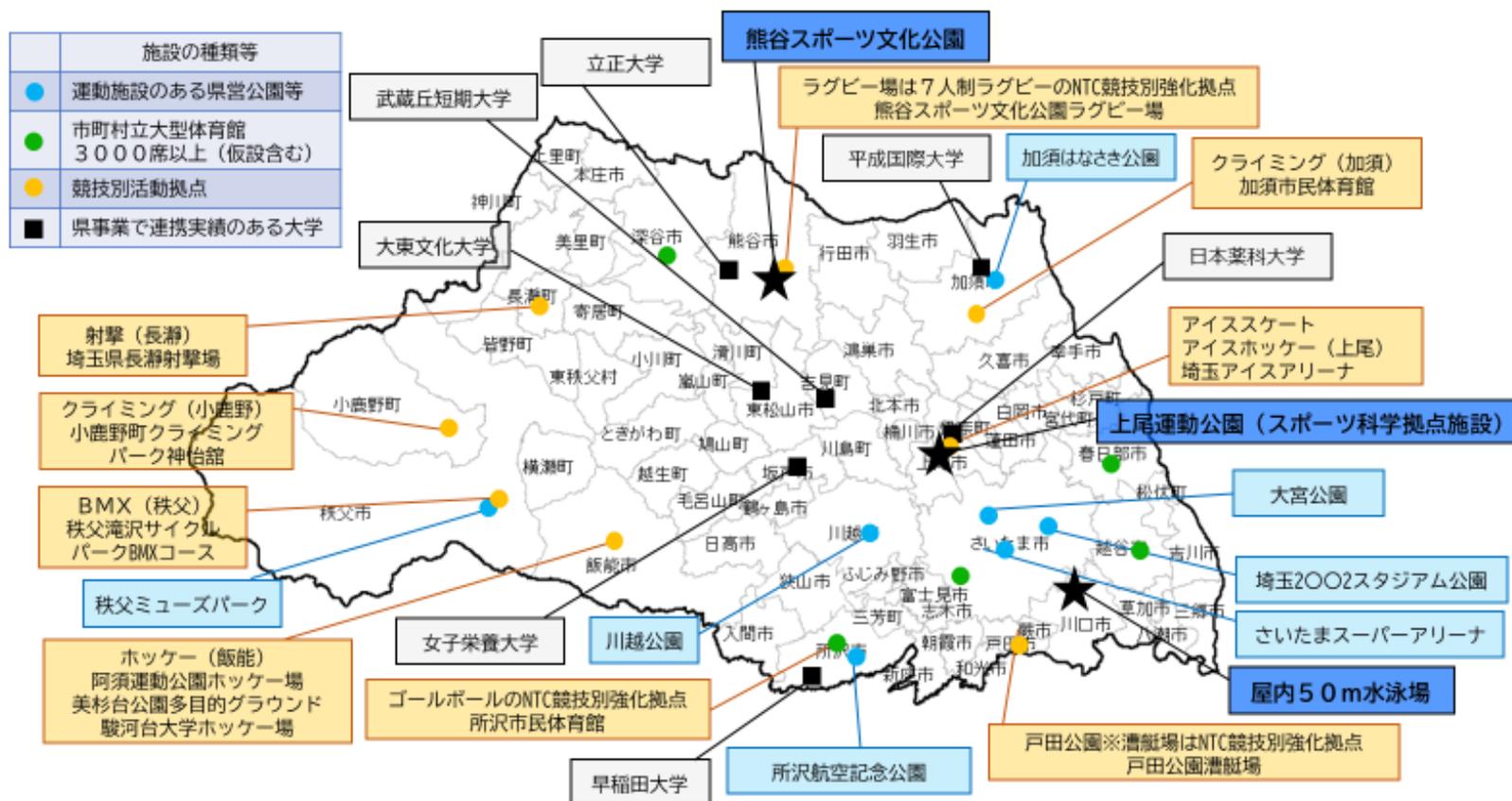


出典：大阪電気通信大学「スポーツ×情報テクノロジー情報教育先端事例」（左図）、京都先端科学大学「障がい者スポーツ指導員養成研修会」（右図）

(3) 県内のスポーツ施設・大学等を結ぶハブ機能

- 競技別活動拠点や大学等とのネットワークを構築し、スポーツ科学に関する知見の共有を図る。
- 県内スポーツ施設や大学等と測定場所や測定機器の相互利用を図り、スポーツ科学を活用する機会を創出する。
- 競技別活動拠点や大学等と連携し、測定、データ分析、トレーニング指導等を行う人材の育成・交流を図る。

【想定している連携先】



(4) スポーツ科学の知見の普及

- HPSCとの連携が可能な情報管理体制を構築し、蓄積したデータ、スポーツ科学の知見の普及に活用する。
- オンラインによる運動メニューの発信・イベントの開催など、県民誰もが参加しやすい機会を提供する。
- 教育機関やスポーツ団体等で個別に蓄積しているデータを、スポーツ科学拠点施設で活用できる環境を整え、競技力向上や子供の体力向上、県民の健康づくりのために活用する。
- 本県のスポーツに関する展示やスポーツ科学を体感できる展示等を行い、県民にスポーツ科学に触れる機会を提供する。

【オンライン運動メニューの発信・イベントの開催（イメージ）】



【スポーツに関する展示（イメージ）】



出典：株式会社 Sportip（左図）、日本科学未来館「特別企画「超人たちの人体」」（中図・右図）

(5) 誰もがスポーツを楽しめる機会の提供

- 誰もがスポーツを楽しめ、健康づくりに資する機会等を提供する。
- トップアスリート、プロチーム等を身近に感じる機会等を提供する。
- スポーツ関連の産業活性化を図る。

6. 整備場所

(1) 整備場所選定の背景

上尾運動公園は、昭和 42 年の国体の主会場となった陸上競技場や体育館、平成 16 年の国体会場となった武道館など多くのスポーツ施設が集積しており、長きにわたり県内スポーツをリードしてきた歴史をもつ。アスリートが試合やトレーニングで利用できるスポーツ施設が集積している上尾運動公園において本事業を実施することで、競技を行う場での実践的なトレーニングや試合を想定した測定、異なる競技の連携によるトレーニング方法の共有や交流によるリラクゼーションなど、多様なアスリートが集うスポーツの総合拠点として競技力向上の効果を高めることが可能である。

加えて、上尾運動公園の再整備と合わせて整備することで普段スポーツに触れる機会の少ない公園利用者が様々なスポーツに触れる機会を作り出すことになり、賑わいの創出や県民利用の促進が期待される。

(2) 上尾運動公園の立地

上尾運動公園は、上尾駅から 1.8km、上尾市の市街地南端、国道 17 号沿いに位置している。自然林と一体となった都市のみどりが多くの人に親しまれている。

【左図：上尾運動公園 位置図／右図：近隣図】



Copyright(c) NTT 空間情報 All Rights Reserved

(3) 上尾運動公園及びスポーツ総合センター（公園区域外）の概要

所在地		埼玉県上尾市日の出地内 他	詳細図
敷地所有者		埼玉県	
敷地面積		上尾運動公園 東エリア：24.0ha 上尾運動公園 西エリア：13.1ha スポーツ総合センター：約 1.5ha 合計：約 38.6ha	
区域区分		上尾運動公園 東エリア：市街化区域、一部市街化調整区域 上尾運動公園 西エリア：市街化区域 スポーツ総合センター：市街化調整区域	
建ぺい率		公園内：12%（公園西側の陸上競技場・体育館等含まれる） スポーツ総合センター敷地：50%	
容積率		公園内：100% スポーツ総合センター敷地：100%	
現況施設	東エリア	県立武道館（2003年竣工、延床面積：11,050.92㎡）	
		埼玉アイスアリーナ（2014年竣工、延床面積：5,296.97㎡）	
	公園区域外	スポーツ総合センター（1982年竣工、延床面積：9,003.90㎡）	
	西エリア	陸上競技場（1967年竣工、第2種陸上競技場、収容人員：40,200人（メインスタンド：8,200人））	
		補助競技場（1967年竣工）	
		体育館（1967年竣工、延床面積7,905㎡）	
	テニスコート（クレイコート5面）、児童遊園地、ジョギングコース		
駐車場	上尾運動公園 ・東エリア 946台（普通車911台、障害者用15台、大型車20台） ※公園西側を含めた全ての公園施設の利用者のための駐車場であるため、事業者が活用を希望する場合は公平性を確保する必要がある。 ・西エリア 346台（普通車337台、障害者用9台） スポーツ総合センター 100台（普通車97台、障害者用3台） 武道館 37台（施設利用者専用） 埼玉アイスアリーナ 90台（施設利用者専用）		

本事業の事業範囲は、上尾運動公園東エリア（武道館敷地及びアイスアリーナ敷地を除く。）及びスポーツ総合センター敷地（上図赤枠内）とする。

7. 整備施設

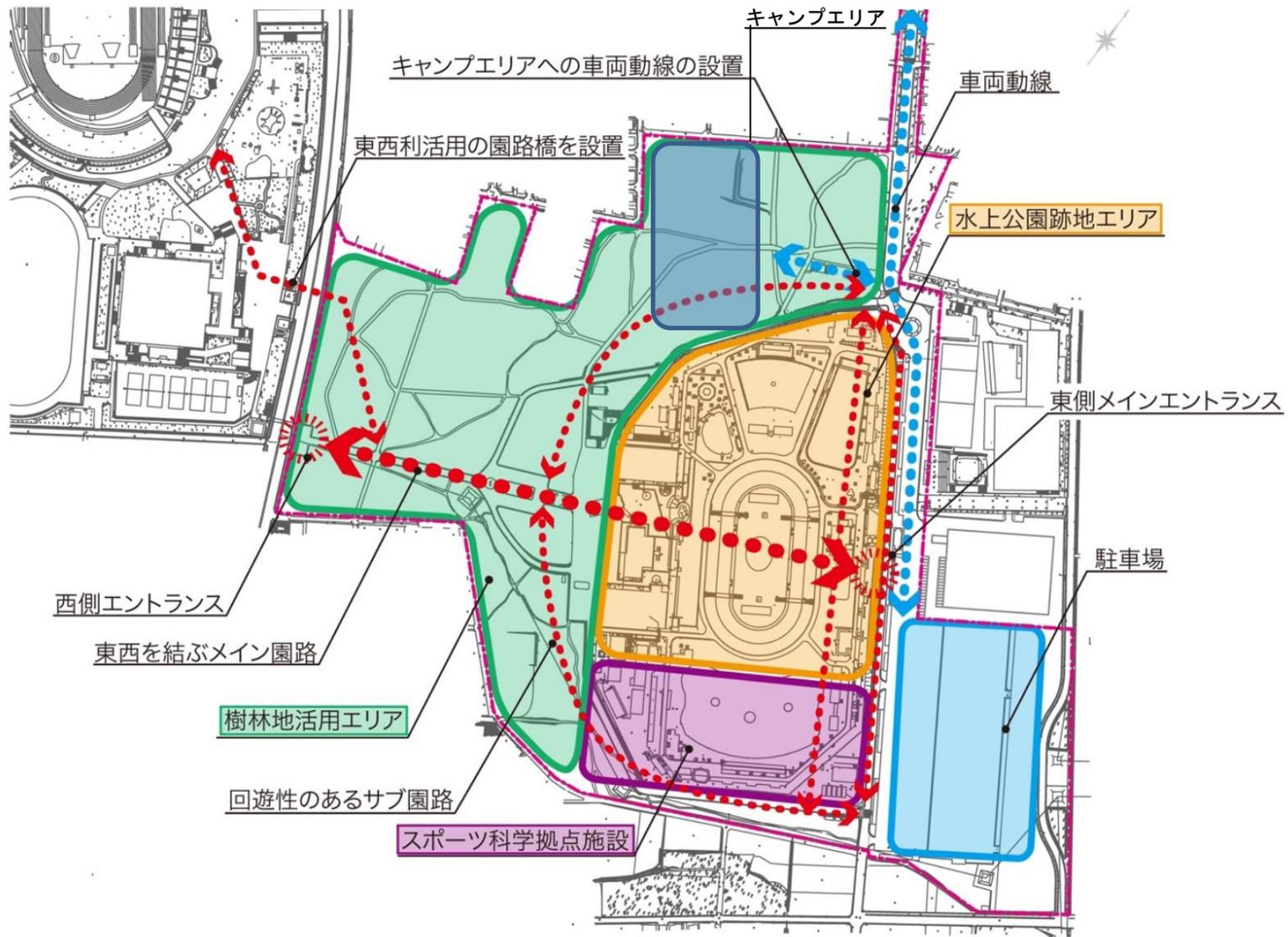
(1) 整備施設・諸室

本事業において整備を検討している施設の諸室、規模については、他自治体の整備例を踏まえ、HPSCとの連携を想定し、下表のとおりとする。

【整備を想定する施設及び諸室】

機能	区分	整備施設	規模
I 効率的・効果的なアスリートの支援 II 多様な競技のアスリートが集い高め合う拠点 III 県内のスポーツ施設・大学等を結ぶハブ機能 IV スポーツ科学の知見の普及	主に競技力向上のための必須施設	体力・形態測定室	190 m ²
		データ分析室	50 m ²
		相談室	20 m ²
		多目的トレーニング室	300 m ²
		ウェイトトレーニング室	150 m ²
		体育館	1,800 m ² 以上
		宿泊施設・レストラン	宿泊施設 100 人収容以上
		研修室・会議室	400 m ²
		スポーツ科学展示室	170 m ²
		更衣室、トイレ、事務室等	600 m ²
V 誰もがスポーツを楽しめる機会の提供 (公園の賑わい創出)	その他の必須施設	メインアリーナ	屋内スポーツの公式戦を開催できる規模 (観客席 3,000 席以上)
		ランニングコース・ランニングステーション	任意
	任意施設	休養施設、遊戯施設、運動施設（屋内プールなど）、教養施設、便益施設、その他施設	任意

(2) 動線計画のイメージ (あくまでも例示であり、実際の施設配置は、事業者提案を踏まえて決定される。)



(3) 施設配置のイメージ (あくまでも例示であり、実際の施設配置は、事業者提案を踏まえて決定される。)



8. 事業スキーム

本事業では、県の財政負担の軽減や平準化を図るだけでなく、民間事業者のノウハウを生かし、利用者満足度の向上を図るため、PPP手法の導入を検討した。

(1) 事業手法の検討（サウンディング調査等）

1) サウンディング型市場調査の概要

■令和3年度実施概要

実施期間	令和3年7月15日～令和3年7月21日（追加ヒアリング:令和3年8月3日～令和3年8月31日）
参加事業者数	53団体（法人又は法人及び団体のグループ）
参加業種	建設・設計／維持管理・運営／金融／賑わい創出／プロスポーツ

■令和4年度実施概要

実施期間	令和4年9月5日～令和4年9月7日（追加ヒアリング：令和4年11月1日～令和5年1月13日）
参加事業者数	7団体（法人及び団体のグループ）
参加業種	建設・設計／維持管理・運営／金融／賑わい創出／プロスポーツ

2) 主な意見

サウンディング型市場調査で得られた主な意見は以下のとおりであった。

■令和3年度

ア 施設の整備場所

- スポーツ総合センターは築40年なので、改修しても長くは使えない。
- 公園との一体性を出し、遊びから自然と身体を動かせる等県民が利用できる施設としたい。

イ 機能について

- 公園と拠点施設の連携により、アスリートに癒しの場を提供できるとともに、公園に足を運んだ人にスポーツをする（見る）機会を提供することができる。
- 現在の公園は 17 号で分断されており、東西の連携が悪くポテンシャルを活かせていない。

ウ 事業手法について

- 競技力向上についてはどこの都道府県もスポーツ協会が実施している。県内大学や地元市との連携は民間では実績がないため別発注としてほしい。
- 県民の健康づくり、スポーツ振興については、民間でのフィットネス等の知見が活かせるので積極的に取り組みたい。

エ 民設民営の可能性について

- アリーナを整備すればプロスポーツの試合や集客イベントも開催でき、宿泊・レストランの稼働率や収益が上がる。
- スポーツ総合センターの跡地活用が可能であれば、民設民営の収益施設も考えられる。

■令和 4 年度

ア 事業方式について

- ソフト事業を充実させることで独立採算型の運営の可能性を検討したい。
- 民間事業者が参画しやすい条件として、賃料の充実等が考えられる。
- 主に競技力向上のための必須施設は、その性質上、広く利用料金を徴収できる施設ではないため、独立採算が困難である。独立採算型が困難な理由は、立地による集客性が見込みづらい点である。

イ 具体的な事業手法について

- 民間事業者が運営期間に渡り固定資産税等を負担することは難しい。
- PFI 手法と Park-PFI 手法を組み合わせた手法は可能だとは思いますが、必須施設は公園内に整備する前提ならば、Park-PFI 手法になるのではないかと。

ウ 事業期間について

- 主に競技力向上のための必須施設については、本事業後の施設の借り手（利用）見込みが想定しづらいため、20年間の事業期間を見込む。
- 修繕費用を発注者側で負担してもらえるのであれば、長く行いたい。短ければ短いほど、スポーツ施設では、優秀なスタッフが集まらないことや人材育成面で課題がある。事業期間としては長いほうが安定的に経営できる。また、機材投資の観点からも、減価償却期間を考えると、15年・20年だと短く、30年が好ましい。

エ 整備必須施設・任意施設について

- アリーナは、初期投資を抑えるために、デザインは極力抑えて構造を重視するローコストアリーナになるだろう。アリーナの初期投資を抑えられれば、事業収支は計算上回ることになる。
- 宿泊施設はあくまで合宿利用を前提とし、簡易的な構造にして20年間で投資回収できる想定であれば、検討の余地がある。
- 宿泊施設は、熊谷スポーツ文化公園内のホテルのイメージに近く、学生向けならば、個室までは設けず、カプセルホテルのような形態でもいいのではないか。
- 本スポーツ施設と親和性の高い施設として温浴施設等が考えられるが、近隣にも温浴施設があるので利用価値が高まる方向性で検討する必要がある。
- 屋内25mプールは独立採算で整備することは難しいが、上尾市の小中学校の授業で長期に利用してもらえるなら整備を考えたい。
- 県で樹林地の初期整備（間伐等）を行ってほしい。
- 既存施設（武道館・アイスアリーナなど）や公園西側との連携を検討したい。
- アリーナについては、どの時間帯を県が利用するのかによって収支が変動するため、民間事業者が土日祝日を利用できるようにしてもらいたい。

オ その他

- スポーツ総合センターの跡地利用としては、公園内の施設と親和性が高い施設が運営できる可能性がある。
- 国道17号沿線の中では、敷地に幅広い奥行がある点が利点である。都市公園の指定を外してもらえれば、商業施設を含めて駐車場を広くとることが可能となる。従って、商業施設や住宅整備が可能となり、収益があがる施設になるのではないか。

3) まとめ（事業手法の方向性）

令和3年度に実施したサウンディング型市場調査において、従来方式（直接工事）か PFI 手法等の官民連携（PPP）手法のいずれかが効果的かを比較検討した結果、民間ノウハウの発揮（サービス水準の向上やコスト縮減効果等）、事業性に関する第三者の監視機能やリスク分担等の観点から、官民連携手法が効果的であることがわかった。

さらに、令和4年度に、再度サウンディング型市場調査を実施した上で公園との一体整備を考慮して再検討した結果、最適な手法は、Park-PFI 方式であるという結論に至った。その理由には、①建蔽率の特例、②設置管理許可期間の特例、③公共部分の効果的・効率的な再整備及び④庁内手続きの短縮等である。（Park-PFI 方式の詳細は、後段に記載）

① 建蔽率の特例：

通常、都市公園内に施設整備する場合、建蔽率は2%だが、Park-PFI 方式では特例として10%の建蔽率の上乗せが認められる。

② 設置管理許可期間の特例：

通常、都市公園内に設置管理許可制度に基づき施設を整備する場合、設置管理許可期間（運営期間）は最長10年だが、Park-PFI 方式では最長20年まで延長可能となる。そのため、初期投資を回収できるように、長期の運営期間を設定することができる。

③ 広場、園路等の公共部分（特定公園施設）の効果的・効率的な再整備：

Park-PFI 方式では、事業者が収益施設（公募対象公園施設）から得られる収益を活用して、公共部分（特定公園施設）の再整備に還元されるため、効果的・効率的な公園の再整備を行える。

④ 庁内手続き（事業スケジュール）の短縮：

PFI 方式では PFI 法に基づいた手続きが必要となり公募・選定等に期間を要するが、Park-PFI 方式は都市公園法に基づいた手続きとなるため、公募・選定等のプロセスに要する期間が短縮できる。

(2) 事業手法

サウンディング調査や令和3年度に実施した民間活力導入可能性調査の結果を踏まえ、事業手法は、Park-PFI方式（公募設置管理制度）とする。（ただし特定公園施設及び公募対象公園施設の区分については、公募設置等指針において明示するものとする。）Park-PFI方式の導入によるメリットとして、以下があげられる。

1) 設置管理許可期間の特例

公募設置管理制度に基づき選定された事業者は、通常の設置管理許可の期間である上限10年ではなく、上限20年の範囲内で設置管理許可を受けることが可能であるため、民間の参入促進、優良投資の促進を促すことができる。

2) 建蔽率の特例

都市公園法で規定される建蔽率である原則2%に捉われず、休養施設・運動施設・公募対象公園施設等が設置される場合、特例として10%の建蔽率の上乗せが認められる（ただし、法上は、文化財保護法に基づき指定された建築物や屋根付広場など、その他にも特例措置がある。）。

3) 占用物件の特例

公募設置管理制度に基づき選定された事業者は、自転車駐車場・地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔を占用物件（利便増進施設）として設置できることから、地域住民の利便の増進や、事業者の収益向上による優良投資の促進を促すことができる。

【参考：PFIとPark-PFIの比較】

	PFI方式	Park-PFI方式
根拠法	PFI法	都市公園法
事業期間の目安	10～30年程度	20年以内
目的	民間資金等を活用した公共施設整備による低廉・良好なサービス提供	民間資金等を活用した公園利用者の利便の向上 公園管理者の財政負担の軽減
施設整備	公共負担（サービス購入型が多い）	独立採算（公募対象公園施設）／公共還元＋公共負担（特定公園施設）
公共コスト削減	VFM（民間による効率的な整備によるコスト削減） ※包括発注、性能発注等による民間の創意工夫	特定公園施設の整備による公共還元 ※民間事業者による公園の価値を上げるような取組を促進
事業主体	特別目的会社（SPC）を設立	民間事業者（特別目的会社（SPC）の設立は任意）

出典：国土交通省「公募設置管理制度（Park-PFI）について」

(3) 事業形態

本事業は、原則として民間事業者による独立採算型とする。

ただし、民間事業者の負担軽減及び魅力ある公園整備を図るため、以下については県が実施する。

- 主に競技力向上のための必須施設（ただし体育館、宿泊施設・レストランを除く）については、整備費相当額を事業期間中、平準化して事業者に支払う。
- 整備費相当額を県が事業者を支払う施設以外の施設（体育館、メインアリーナ等）を県が利用する場合、県は事業者に対して利用料を支払う。
- 公園の基盤整備（主要園路や主要園路内の上下水道・園路灯・電力施設の整備、樹林地の一部整形・間伐）を実施する。
- 土地使用料の減免を検討する。
- 国道 17 号で分断された公園敷地をつなぐ東西連絡橋の整備に向け、国との協議や庁内検討を進めていく。

【整備施設と費用負担について】

区分	整備施設	整備費（相当額）の負担（想定）		
		県	民間	備考
主に競技力向上のための必須施設	体力・形態測定室	○		整備費相当額を事業期間中平準化し県が事業者を支払う。
	データ分析室	○		同上
	相談室	○		同上
	多目的トレーニング室	○		同上
	ウエイトトレーニング室	○		同上
	体育館		○	
	宿泊施設・レストラン		○	
	研修室・会議室	○		整備費相当額を事業期間中平準化し県が事業者を支払う。
	スポーツ科学展示室	○		同上
	更衣室、トイレ、事務室等	○		同上（※主に競技力向上のための必須施設の専用分）
その他の必須施設	メインアリーナ		○	
	ランニングコース・ランニングステーション	—	—	上尾市が整備費を負担する。（約 2.3 億円を想定）ただし維持管理費は事業者負担とする。
任意施設	休養施設、遊戯施設、運動施設（屋内プールなど）、教養施設、便益施設、その他施設		○	上尾市から「屋内 25m プールが設置された場合は、市内の小中学校の水泳授業等の利用について業務委託を行う。」との申し出があったことから、任意施設の 1 つとして屋内 25m プールが整備されることを期待する。

※ 記載内容は現時点の想定であり、今後の検討状況等によって変更が生じる場合がある。

(4) 事業期間

事業期間については、Park-PFI 方式での上限の期間である 20 年を想定する。本事業期間が終了後については、県による新たな公募や、設置管理許可（10 年）を行うことで、本事業で整備された各施設の継続した運営・維持管理を実施する想定である。

(5) 施設整備、運営・維持管理

1) 施設整備、維持管理

統一感のあるデザインや、利用しやすい施設配置、効率的な維持管理のため、全ての施設を事業者が一括で整備・維持管理を行う。

また、アスリートの競技力向上のために必要な最低限の測定機器（下表参照）については、原則として県費での整備を想定しており、その他一般的なトレーニング機器は事業者が整備する。

【アスリートの競技力向上のために必要な測定機器（体力・形態測定室に設置、県整備）の例】

測定項目	機器
筋力測定	BIODEX
有酸素性能力測定	エアロモニタ、大型トレッドミル
体組成測定	Inbody
動作解析	VICON（簡易機器）
形態測定	BodylineScanner（簡易機器）
超音波測定	デジタル超音波診断装置（簡易機器）

2) 運営

施設の目的のうち、「多様な競技の競技力向上」、「人材育成」については原則県が、「県民のスポーツ実施率の向上、健康づくり」については事業者が実施するが、いずれについても必要に応じて相互に協力する。具体的な役割分担は今後整理する。

【県と事業者の役割分担（例）】

県	事業者
<ul style="list-style-type: none"> • アスリートの身体能力測定、動作分析、メディカルチェック • 競技力向上のためのトレーニング指導やリハビリ後の競技復帰支援の実施 • スポーツ傷害等からの回復のためのリハビリ指導 • スポーツ心理学等を活用したメンタルトレーニング、カウンセリング等 • アスリートの食生活管理支援等、栄養指導 • 指導者育成支援の実施（指導者派遣、講習会の実施等） • HPSC・県内競技団体・県内大学等と連携した取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> • 宿泊施設・レストランの運営 • その他、民間提案による自主事業（施設を活用した各種提案プログラム（健康増進、体力向上など）や、飲食・物販等事業の実施）
<ul style="list-style-type: none"> • 施設で得られたデータや各種スポーツ科学に関する情報等を踏まえた研究・県民向け情報発信の実施 • 県内大学や県内企業等と連携したスポーツ産業振興事業の実施（共同研究、商品開発等の支援等） 	

9. 事業スケジュール

Park-PFI 方式を導入するため、事業者の公募準備・選定・契約締結を行い、設計・建設工事を経て令和 9 年度中の開設を想定している。

なお、県は、東西連絡橋について令和 9 年度（予定）の供用開始に向け国との協議を行い、また既存のレジャープールについて令和 4 年度中に北側を解体、令和 5 年度中に南側を解体予定である。

【事業スケジュール（想定）】



参考1 上尾運動公園の目指す姿

上尾運動公園の再整備に当たっては、有識者からなる「さいたま水上公園のあり方検討委員会」において新たな公園の方向性を定め、求められる4つの核となる機能として「健康づくり」、「軽スポーツ・レクリエーション」、「リラクゼーション・癒し」及び「子育て支援」を定めている。この主要4機能の展開のイメージには以下を掲げており、本事業でも遵守する。

【主要4機能の展開イメージ】

- ①『健康プログラム活動やくつろぎのイメージ』－毎日がウェルネス－
～健康をテーマとした「食」や様々な「運動プログラム」による特色のあるサービスを展開～
- ②『時を忘れ家族・友人と楽しむにぎわいのイメージ』－水が織り成すエンターテイメント－
～夏場のにぎわいを演出、イベント時には噴水の水の動き・光・音を合わせた優美さ等を四季に合わせ展開～
- ③『季節の移ろいを五感で感じる癒しのイメージ』－全ての人を楽しみ、参加する－
～木漏れ日の「ヨガ教室」と「ノルディックウォーキング」、公園の四季を彩る「ガーデニング活動」や写真撮影など、利用者が思い思いの交流を展開～
- ④『偉大な大樹とのふれあい、たおやかな木々に包まれたやすらぎのイメージ』－緑の継承と活用－
～大樹の回廊でゆったりとした時間を過ごす森林浴や、自然の偉大さ、一体感を感じるアクティビティ、市街の森の中で人と自然の共生を展開～

■想定する公園施設例

- ・ 心と体の健康を育む多様なプログラムの展開：心と体の健康をはぐくむ施設と誰もが参加できる多様なプログラム
- ・ 水上公園の記憶を留め、四季を通じて楽しめる親水機能の導入：多機能型の親水施設
- ・ 親子で安心して、のびのびと遊べる子育て環境の導入：自由に遊べる空間と施設、樹林地を活用した遊び場
- ・ 心を癒し、都市を彩る感性の高い景観の創出と活用：緩やかに起伏した芝地、景観を生かした休憩施設や飲食施設
- ・ 県民が一度は訪れてみたいと思う魅力の導入：魅力的な大型遊具や親水空間、健康づくり・スポーツ拠点機能を強化する施設
- ・ 野外活動・遊び場等として樹林地の活用：ファミリーで楽しめるアクティビティ、野外活動や森を生かした遊び場等
- ・ 時代の要請に配慮した公園計画に対応：インクルーシブな施設設計、防災機能、省エネルギーや新エネルギーの導入

さいたま水上公園の再整備方針（H27年度 さいたま水上公園のあり方検討委員会）

～新たな公園に求められる4つの機能～

『健康づくり』、『軽スポーツ・レクリエーション』、『リラクゼーション・癒し』、『子育て支援』

『健康プログラム活動やくつろぎのイメージ』

毎日がウェルネス：“健康をテーマとした「食」や様々な「運動プログラム」による特色のあるサービスを展開”



『季節の移ろいを五感で感じる癒しのイメージ』

全ての人が楽しみ、参加する：“木漏れ日の「ヨガ教室」と「ノルディックウォーキング」、公園の四季を彩る「ガーデニング活動」や写真撮影など、利用者が思い思いの交流を展開”



『時を忘れ家族・友人と楽しむにぎわいのイメージ』

水が織り成すエンターテインメント：“夏場のにぎわいを演出、イベント時には噴水の水の動き・光・音を合わせた優美さ等を四季に合わせ展開”



『偉大な大樹とのふれあい、たおやかな木々に包まれたやすらぎのイメージ』

緑の継承と活用：“大樹の回廊でゆったりとした時間を過ごす森林浴や、自然の偉大さ、一体感を感じるアクティビティ、市街の森の中で人と自然の共生を展開”



出典：埼玉県「さいたま水上公園再整備事業の過年度検討状況について」

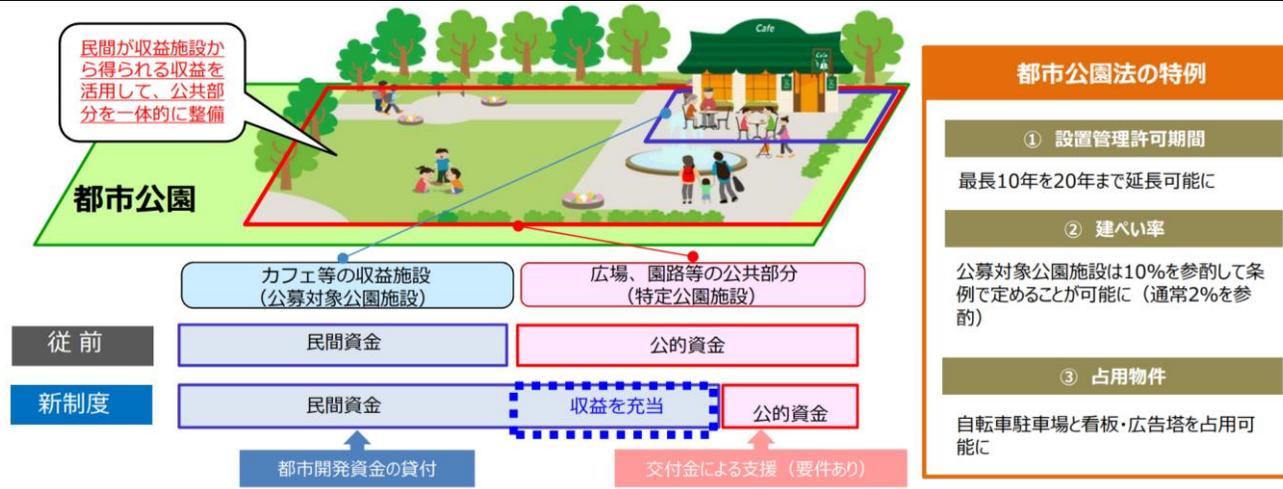
参考2 Park-PFI（公募設置管理制度）について（出典:国土交通省ホームページ）

都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続きを指す。事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置（①設置管理許可期間、②建蔽率、③占用物件）がインセンティブとして適用される。

現在（令和3年4月28日時点・国土交通省調べ）、Park-PFIは65公園（51自治体、2地整）で活用されており、このうち30公園が供用済みである。公募対象公園施設は、飲食系が最も多いが、図書館、ジムなどの文化・スポーツ系、ホテル、キャンプ場などの宿泊・レクリエーション系、複数の施設が組み合わさった複合系等、設置される施設のバリエーションも多様化している。

【Park-PFIの活用によって促される効果】

公園管理者側	公共部分の整備に収益を充当させる仕組が法定化され、選定プロセスが明確化になったことで、民間が参入しやすくなり、効果的・効率的な公園の再整備が促進される。
事業者側	法律に基づく各種特例措置によって、公園という立地環境を活かしつつ、長期的な戦略をもって安定的な施設運営を行うことが可能となる。
公園利用者側	公園の利便性が向上するとともに、公園の周辺を含めたエリアの魅力向上につながる。



■用語の説明

- 公募対象公園施設（事業の核となる収益施設）：飲食店、売店等の公園施設であって公園施設の設置又は管理を行う者は公平な選定を諮るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。（施設の例：カフェ、レストラン、屋内子供遊び場、売店等）

- 特定公園施設（収益施設と一体的に整備される一般公園利用者向け施設）：公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者との契約に基づき、公園管理者がその者に建設を行わせる園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。（施設の例：園路、広場、トイレ、休憩所 等）
- 利便増進施設（事業の収益性を高めるために設置を認める占用物件）：自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるもの。（施設の例：自転車駐車場、看板、広告塔 等）

出典：国土交通省「公募設置管理制度（Park-PFI）について」、「都市公園における官民連携の推進」